

保護処分にするまでの必要がなく、少年が非行を反省している場合には、これを繰り返すことのないように裁判官が訓戒などの指導をした上で不処分にすることもあります。

また、犯行時14歳以上の少年について、その非行歴、心身の成熟度、性格、事件の内容等から刑事裁判によって処罰するのが相当であると判断される場合には、事件を検察官に送致することもあります。なお、少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させ、犯行時に16歳以上であった場合（※）には、原則として事件を検察官に送致しなければならないとされています。事件を送致された検察官は、一定の例外を除いて、少年を地方裁判所又は簡易裁判所に起訴しなければならないことになっています。

※ 令和4年4月1日以降は、死刑・無期又は短期1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件を起こし、犯行時に18歳以上であった場合が追加されます。



少年審判（模擬）
1.裁判官
2.裁判所書記官
3.家庭裁判所調査官
4.裁判所事務官
5.少年
6.保護者
7.付添人

以上のような最終的な処分のほかに、試験観察という中間的な措置がとられることもあります。

これは、少年に対する処分を直ちに決めることが困難な場合に、当分の間、家庭裁判所調査官が、少年を家庭においたまま、あるいは適当な施設や個人に預けるなどしながら適切な助言や指導を行いつつ、その行動を観察し、どのような処分が適切であるかを見極めようとするものです。

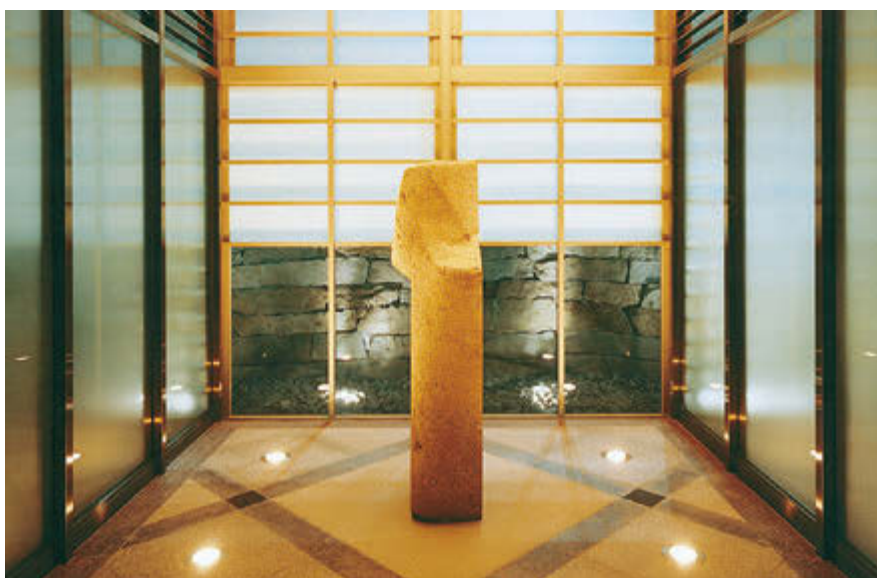
この場合には、試験観察の結果をみてから前に述べたような最終的な処分が行われることとなります。

被害を受けた方のための制度

家庭裁判所で取り扱う少年事件においては、被害を受けた方への配慮も欠かせません。少年審判では、被害を受けた方への配慮を充実させるため、事件記録の閲覧・コピー、意見陳述、審判期日における審判の状況の説明及び審判結果等の通知の制度が導入されています。また、一定の重大な事件においては、被害を受けた方に審判の傍聴が認められる場合があります。

これらの制度を利用するには、いずれも被害を受けた方からの申出が必要になります。申出書は、家庭裁判所の窓口に備え付けてあります。

なお、これらの制度とは別に、被害を受けた方の声を調査、審判に反映させるため、被害の実情やお気持ちについて書面で、あるいは家庭裁判所調査官が直接会うなどしてお話をうかがうことがあります。



「温もり」 和泉正敏 作

高松家庭裁判所玄関ホール

裁判所ウェブサイト
<https://www.courts.go.jp/>

